

◎新潟県訓令第9号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略） 高齢福祉保健課		別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略） 高齢福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	(1)～(11)の2（略） (12) 介護保険法施行令第3条第1項第1号ロの規定による介護員養成研修事業者の指定をすること。 (13)～(20)（略）		(1)～(11)の2（略） (12) 介護保険法施行令第3条第1項第2号の規定による介護員養成研修事業者の指定をすること。 (13)～(20)（略）
（略） （略）		（略） （略）	